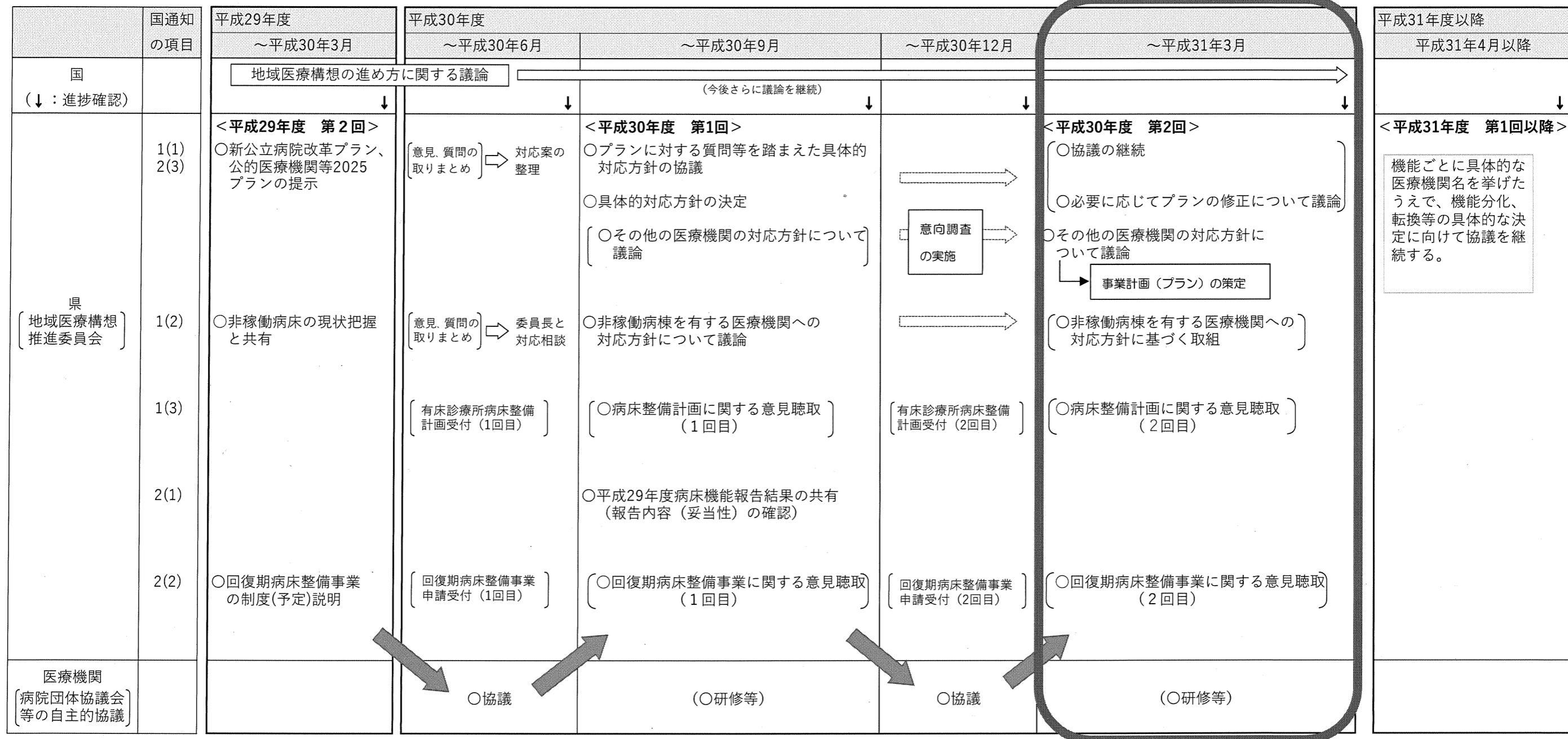


本県におけるスケジュール(予定)

注)「医療機関」のスケジュールはイメージ



参考：地域医療構想の進め方について（抄）<平成30年2月7日付け医政地発0207第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知>

1. 地域医療構想調整会議の協議事項

「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」において、地域医療構想の達成に向けて「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進すること」とされていることを踏まえ、都道府県は、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること。

(1) 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応

公立病院、公的医療機関等2025プラン対象医療機関、その他の医療機関（担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院 等）について具体的対応方針を協議する。

(2) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求める。

(3) 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

2. 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

(1) 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績

個別の医療機関ごとの各病棟における急性期、回復期、慢性期医療に関する診療実績を提示する。高度急性期機能又は急性期機能と報告した病棟のうち、明らかな疑義のある報告については、その妥当性を確認する。

(2) 個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況

個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況を提示する。

(3) 公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランに記載すべき事項

プランを策定する医療機関は、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報などを記載する。都道府県は、個別の医療機関ごとの情報を整理して提示する。